

【キーノートスピーチ】

登壇者(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	山口寿一 当協議会評議員／株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長
---------------------------------	-------------------------------------

「スポーツ産業振興のための新法を考える」と題し、当協議会の法制度検討チームで検討してきた中間的な成果をご紹介します。

昨年 12 月の前回カンファレンスで、日本のスポーツは運営側に十分なお金が回らず、スポーツの普及や選手の育成も思うようにできない課題をお話いたしました。運営側にお金を回すため、スポーツベッティングを解禁する発想もなくはありません。しかし、ベッティングにはギャンブル依存症、八百長、反社会的勢力の介入など弊害がたくさんあります。超党派国会議員のスポーツ議連が、スポーツベッティングを合法化しない方針を明確にしていますから、賭博に頼らずスポーツを発展させる日本流のエコシステムを目指すべきだと考えます。そこで立法によってスポーツ産業の振興を図る前回の提案から進み、本日は新法の骨格となる論点を三つお示しいたします。

第一が主催権です。これには放映権、チケット販売権、協賛金を集める権利などが含まれます。

スポーツ興行はある種の創造的行為ですから、産業財産権類似の権利と考えるのが妥当でしょう。産業財産権には特許権、実用新案権、商標権などがあります。産業財産権類似の権利には、種苗法の育成者権があり、これは創造的行為の成果を国に登録することで発生します。

ただ、スポーツの振興には主催権の確立だけでなく、それを資産化する仕組みが必要です。

ここで PFI 法が参考になります。PFI 法は公共施設の運営権を民間企業に付与し、企業はそれを無形固定資産としてバランスシートに計上できます。権利の資産化、可視化が行えますから、運営側は攻めの経営ができるようになります。

第二の論点は、国外へ流出しているお金を取り戻す対策です。外国のスポーツベッティング事業者が日本のスポーツにフリーライドしている賭け金は 5 兆円から 6

兆円。このうち、日本人が賭けているお金は 1 兆円と推計され、少なくとも 1 兆円の国富が流出しています。

欧米ではベッティングを合法化しましたが、さまざまな社会問題を引き起こしています。日本では欧米とは違う対策をすべきでしょう。

スポーツベッティングは、試合中の個別プレーを対象としたマイクロベッティングが主流です。スポーツの公式記録にフリーライドしているわけですから、これをデータへの不法行為と捉え、差止め請求や損害賠償請求ができれば、流出した国富を取り戻せます。

参考になるのは、不正競争防止法の限定提供データです。限定提供データには差止め請求権や損害賠償請求権が認められ、国外適用も可能です。ただし、現行法では、データが公開された時点でその対象から外れます。

そこで、スポーツの公式記録データへのフリーライド行為全般に抑止力が働く新たな不法行為類型を定め、公式記録の保有者を救済するとともに、流出した国富を取り戻す制度の創設が必要です。

第三の論点は、今年 3 月の WBC が Netflix の独占となったことで関心が集まったユニバーサルアクセス権です。ただし、これが放送法だけの問題ではない点に留意すべきです。

選挙の政見放送には公職選挙法の規定が、地震や台風などの災害放送も災害対策基本法に規定があって、NHK、民放は法律に基づいて放送を行います。スポーツのユニバーサルアクセス権の実現にも、スポーツに関する法律が先に必要です。

一方、ここには人気のある国際大会を無料で見られるようにする課題と、今はまだ人気はなくても大切にすべき大会を多くの人が見られるように放送する課題が生じます。この二つにはお金の問題が絡みます。前者は放映権料の高騰、後者は採算が合わない場合、それを誰が負担するかが問題になります。さらに、ユニバーサルアクセス権は、有料の配信事業者の独占を法律で禁止する EU 型の手法と、国家が公的資金を投入し、無料放送を実現する台湾やタイなどの手法があります。そこには、放送の自由の尊重という放送法の問題も絡んできます。

それに、国内で放送・配信される日本代表の国際大会の試合には、ユニバーサルアクセス権が有効に働く可能性はありますが、日本代表の試合でも国内で放送・配信されない場合は、適用対象にならない限界があります。

当面は日本のテレビ局や配信会社が連合軍を組んで最善の努力を行う。それが通らなければ、マルチアクセスを確保してサブライセンスを実現していくなど、いくつかの段階を想定しながら、論点を総ざらいしていくべきでしょう。